

令和5年11月

各位

東京国税局

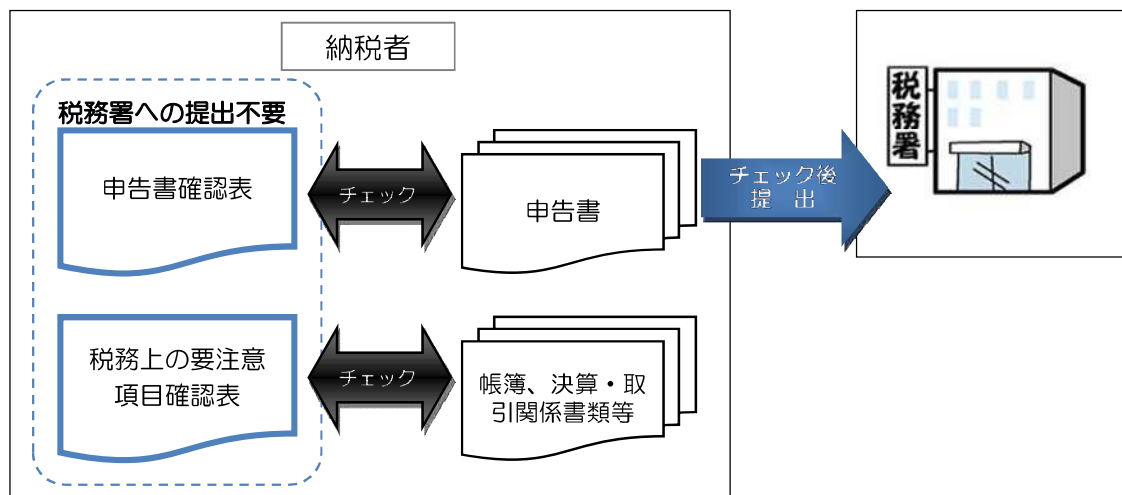
### 「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する確認表活用のお願

税務行政につきましては、日頃からご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国税庁においては、実地調査以外の多様な手法を用いて、納税者の皆様方に自発的な適正申告をしていただく取組を充実させていくこととしており、調査部所管法人の皆様が申告書を提出される前に、申告書の自主点検や税務上の観点からの自主監査を行う際にご活用いただくための確認表を作成しておりますので、ご案内いたします。

これらの確認表は、皆様から提出された申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいと認められる事項を取りまとめたものであり、ご活用いただければ、皆様の申告誤りの未然防止とともに、税務調査で処理誤りが指摘されるリスクが軽減されるものと考えておりますので、積極的にご活用いただくようお願い申し上げます。

なお、ご活用いただいた確認表は、申告書に添付していただく必要はありませんが、申告書と併せてご提出いただく「会社事業概況書」の「⑩ 申告書確認表等の活用状況」欄への記載をお願い申し上げます。



#### 【問合せ先】

東京国税局 調査第一部 調査管理課 企画係  
TEL 03-3542-2111 内線 3517, 3518

申告書確認表（内国法人用）

確 認 対 象		<p>「内国法人用」以外に「内国法人（グループ通算制度適用）用」及び「外国法人用」もごさいます。 また、税務・決算処理について誤りが生じやすいと認められる事項について取りまとめた 「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」もごさいますので、国税庁ホームページ からダウンロードしてご活用ください。 国税庁ホームページ www.nta.go.jp（ホーム / 利用者別に調べる / 法人の方 / 大規模法人向けの情報を調べる / 「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報（調査課所管法人の皆様へ）</p>
確 認 実 施 日		

この確認表は、誤りが生じやすいと認められる事項について取りまとめた「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」もごさいますので、国税庁ホームページからダウンロードしてご活用ください。

項 目	No.	確 認 内 容	確 認 結 果			留 意 事 項
共通事項	1	電子申告義務がある法人の場合、法人税及び地方法人税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当	平成30年度税制改正により、電子申告義務がある法人の令和2年4月1日以後に開始する事業年度等については、法人税及び地方法人税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しなければならないこととされました（一定の場合を除きます。）。 なお、「電子申告義務がある法人」とは、当事業年度開始の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人、相互会社、投資法人及び特定目的会社をいいます。 また、「添付すべきものとされている書類」には、例えば、貸借対照表、損益計算書のように申告書に添付しなければならないこととされている書類のほか、申告書に書類の添付がある場合に限り制度の適用があることとされている書類も含まれます。
	2	法人税の確定申告書には、次の書類を添付していますか。 (1) 貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。） (2) 株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表） (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 会社事業概況書（完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。） (5) 組織再編成に係る契約書等の写し（組織再編成が行われた場合） (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書（組織再編成が行われた場合） (7) 適用額明細書（法人税関係特別措置のうち、税額又は所得金額を減少させる規定等の適用を受けようとする場合）（租特透明化法第3条）	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当	当事業年度に対応した別表を使用していない場合には、税制改正に伴う改正事項が反映されないなど、所得金額や税額の計算に誤りが生じることがあります。
	3	当事業年度に適用される別表を使用していますか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当	前事業年度からの繰越額が前事業年度の申告書の金額と一致していない場合には、その繰越額に基づいて算出した所得金額や税額の計算に誤りが生じることがあります。 なお、別表五(一)の期首現在利益積立金額や期首現在資本金等の額が前事業年度の申告書の金額と一致していない場合には、前事業年度に税務上加算した項目の減算漏れ、特定同族会社の課税留保金額等の計算に誤りが生じることがあります。
	4	各別表に記載している前事業年度からの繰越額（期首現在利益積立金額、期首現在資本金等の額を含みます。）は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当	適格判定に誤りがあつた場合には、移転資産等に係る譲渡損益等の申告調整が必要となる場合があります。
	5	組織再編成が行われた場合、適格判定を行っていますか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当	左記の金額を正しく記載していない場合には、税額の計算に誤りが生じることがあります。
法人税額及び 地方法人税額の計算 別表一 同次業	6	別表一の14欄及び40欄に、中間申告分の税額を正しく記載していますか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当	左記の金額が一致していない場合には、地方法人税額の計算に誤りが生じることがあります。
	7	地方法人税額の計算につき、別表一次業の55～58欄により計算していますか。また、別表一次業の77欄の金額は、別表六(二)の57欄の金額と一致していますか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当	資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人等の税率は、23.2%となります（軽減税率の適用はありません。）。 また、上記以外の普通法人で適用除外事業者に該当する法人の年800万円以下の所得の税率は、19%となります（措法上の軽減税率（15%）の適用はありません。）。 なお、「大法人」とは資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等をいい、「適用除外事業者」とは当事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円超の法人等をいいます。
	8	当事業年度終了の時点における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人である場合又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人等である場合、年800万円以下の所得について、軽減税率を適用していませんか。また、適用除外事業者に該当する場合、年800万円以下の所得について、措法上の軽減税率（15%）を適用していませんか。	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 非該当	

以降11ページごさいます。  
詳細は国税庁ホームページをご参照願います。

## 【確認表等の掲載場所】

国税庁ホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

ホーム / 利用者別に調べる / 法人の方 / 大規模法人向けの情報を調べる / 「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報（調査課所管法人の皆様へ）

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

▶ 本文へ ▶ English ▶ 文字拡大・読み上げ ▶ **利用者別に調べる** ▶ サイトマップ

ホーム 税の情報・手続・用紙・ 刊行物等・ 法令等・ お知らせ・ 国税庁等について・

ホーム / 国税庁等について / 組織（国税局・税務署等） / 東京国税局

東京国税局  
Tokyo Regional Taxation Bureau

新着情報

国税局・税務署の案内 報道発表・統計 税に関する情報 その他の情報

国税庁等について

- 国税庁の概要
- 組織（国税局・税務署等）
  - 税務署の所在地などを知りたい方
  - 札幌国税局
  - 仙台国税局
  - 関東信越国税局
  - 東京国税局**

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

▶ 本文へ ▶ English ▶ 文字拡大・読み上げ ▶ 利用者別に調べる ▶ サイトマップ

ホーム 税の情報・手続・用紙・ 刊行物等・ 法令等・ お知らせ・ 国税庁等について・

ホーム / 利用者別に調べる

### 利用者別に調べる

利用者の方（訪問者）を目的別にご案内します。

国税庁ホームページの使い方 税務署の所在地などを知りたい方 個人の方 法人の方 源泉徴収義務者の方

初めてご覧になる方

- 国税庁ホームページの使い方をご覧ください。

利用者別に調べる

- 個人の方
  - 基本的な情報
  - 一般的な税の取扱い
  - 専門的な税の取扱い
  - 申告・納税などの手続
- 法人の方**
  - 一般的な税の取扱い
  - 専門的な税の取扱い
  - 申告・納税などの手続
  - 大規模法人向けの情報**
- 源泉徴収義務者の方

ホーム / 利用者別に調べる / 法人の方 / 大規模法人向けの情報を調べる

### 大規模法人向けの情報を調べる

本ページは、主に調査課所管法人等の大規模法人向けの情報を取りまとめ、紹介しています。

※ 一般的な法人に関する税金を調べる方はこちら→[法人の方](#)

**大規模法人の税務コンプライアンスの維持・向上を図る取組に関する情報**

- 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組について（調査課所管法人の皆様へ）
- 「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報（調査課所管法人の皆様へ）**
- 「稼算価格に関する取組状況確認のためのチェックシート」（調査課所管法人の皆様へ）

利用者別に調べる

- 個人の方
- 法人の方
  - 一般的な税の取扱い
  - 専門的な税の取扱い
  - 申告・納税などの手続
  - 大規模法人向けの情報
- 源泉徴収義務者の方

ホーム / 税の情報・手続・用紙 / 申告手続・用紙  
 / 申告・申請・届出等・用紙(手続の案内・様式) / 確定申告等情報 / 法人税  
 / 「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報(調査課所管法人の皆様へ)

## 「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報 (調査課所管法人の皆様へ)

国税庁においては、実地調査以外の多様な手法を用いて、納税者の皆様方に自発的な適正申告をしていただく取組を充実させていくこととしており、調査課所管法人の皆様が申告書を提出される前に、申告書の自主点検や税務上の観点からの自主監査を行う際にご活用いただくための確認表を作成しております。

このページは、当該取組の内容をご案内するとともに、確認表の様式を掲載し、ご提供するものです。様式はダウンロードしてご活用ください。

(注) 確認表の様式については、Excel版とPDF版の二種類をご用意しています。Excel版については、印刷時にご利用のPC環境により改ページ位置の変更等レイアウトが変更される場合がありますので、ご利用の際にはご注意ください。

### 税の情報・手続・用紙

- ▶ 税について調べる
- ▶ 申告手続・用紙
  - 申告・申請・届出等・用紙(手続の案内・様式)
  - 社会保障・税番号制度(マイナンバー)
- ▶ 納税・納税証明書手続
- ▶ 税理士に関する情報
- ▶ お活に関する情報
- ▶ 税の学習コーナー

## 2 申告書確認表(様式)

提出直前の申告書の自主点検にご活用いただくためのものです。対象となる事業年度等又は連結事業年度等を確認の上、ご利用ください。

令和●年●月●日 以後開始事業年度等分

[内国法人用](#) [内国法人\(グループ通算制度適用\)用](#) [外国法人用](#)

該当年度のものを  
ご活用ください。

申告書確認表

## 3 大規模法人における税務上の要注意項目確認表(様式)

申告書を作成される前の決算調整事項や申告調整事項の把握漏れ等の自主監査にご活用いただくためのものです。

令和●年●月 提供分

[大規模法人における税務上の要注意項目確認表\(Excel/58KB\)](#) [\(PDF/504KB\)](#)

該当年度のものを  
ご活用ください。

大規模法人における税務上の  
要注意項目確認表